

鳥取県の社会福祉制度・予算等の要望に対する県対応方針

鳥取県社会福祉施設経営者協議会

1 物価高騰による経費負担の増加に対する補助について【重点要望】

要望内容
<p>物価高騰対策のための食糧費をはじめとした経費の補助や老朽化した施設の改修に係る支援をお願いします。</p> <p>(説明) 今般の物価高騰は、福祉サービスを必要とする生活に困窮する方々の暮らしはもとより、社会福祉法人にも大きな影響を及ぼしています。高齢者、障がい者、子ども・子育て、社会的養護、生活困窮者支援などすべての施設種別において、食費や水道光熱費、燃料費等の負担が増加しています。独立行政法人福祉医療機構が発表した社会福祉法人の経営状況に関する2023年度レポートでは約31%の社会福祉法人が赤字であり、特に介護業界においては40%となっています。物価高騰の長期化、米価格高騰も考慮すると現状ではさらに深刻化していることは明白であり、利用者の命と生活を支えるサービスを継続することが困難な状況になっています。福祉施設・事業所は、国が定める公的価格により経営するものであり、物価高騰の影響を価格に転嫁することはできず、経営努力のみで対応し続けることは困難です。</p> <p>また、人件費や資材費等の高騰に伴って工事費も高騰しており、老朽化や現代の基準に適合するための大規模改修や改築を必要とする施設にとっては、補助制度があっても自己負担が重く、改修を断念する施設も多いと推察されます。</p> <p>安心・安全かつ質の高い福祉サービスを継続するため、以下を要望いたします。</p> <p>①電気・ガス、送迎にかかるガソリン代、食材費などの高騰に対する補助の実施を引き続きお願いします。</p> <p>②施設の老朽化に伴う改修工事への補助、大規模改修に特化した支援制度の創設をお願いします。</p> <p>③引き続きすべての福祉従事者の更なる処遇改善・賃上げが実現されるよう国に強く働きかけてくださいますようお願いします。</p>

現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：福祉保健課、障がい福祉課、長寿社会課、子育て王国課〕

①長期化する光熱費及び食材費などの物価高騰に対応するため、令和4年9月に「医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金」を創設して以降、継続的に支援を実施しており、令和7年度においても国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して支援を実施しているところです。

物価高騰については、全国的な課題であり国の一元的な対応が求められることから、国に対し対策を講じるよう令和7年8月に要望を行いました。引き続き、国の動向を注視し、必要な支援を検討してまいります。

②施設の老朽化等に伴う施設整備については、国の補助制度を活用した支援を実施しているところですが、国の採択件数が限られていることや、事業所負担が重いといった面もあることから、補助制度の拡充について、機会を捉えて国に要望してまいります。

また、国の補助制度が拡充されるまでの間、暫定的に県として何か対応がとれるか、関係者と意見交換しながら検討を進めてまいりたいと考えています。

なお、広域型老人福祉施設等の整備に係る国庫補助金については、平成18年度の三位一体改革により廃止・一般財源化されていますが、今後、地域の介護サービス需要等を踏まえながら、老朽化により大規模修繕が必要になった特別養護老人ホーム等についてどのような支援ができるか検討していきます。

【介護分野】

地域密着型サービスの施設の老朽化に伴う施設整備について、地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金（補助率：基金10/10 サービス毎に上限額あり 地域密着型特養の改築の場合5,280千円/床）や地域介護福祉空間整備等交付金（補助率：国庫10/10、サービス毎に上限額あり 地域密着型特養の修繕の場合15,400千円/施設）による支援を実施。

【障がい分野】

障害者支援施設等の改築、大規模修繕といった施設整備について、社会福祉施設等施設整備事業（補助率：国庫1/2、県費1/4、事業所負担1/4）による支援を実施。

【保育分野】

保育施設の老朽化等に伴う施設整備について、就学前教育・保育施設整備交付金（補助率：国1/2 市町村1/4 設置者1/4）による支援を実施。

③福祉人材の安定的確保にむけた処遇改善について、令和7年8月に国に対して要望を行ったところであり、また、全国知事を通じて要望しているところです。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。

2 福祉人材確保のための施策のさらなる強化について【重点要望】

要望内容

福祉人材確保のための教育委員会との連携や外国人介護人材確保に向けた事業所への経費等支援の強化をお願いします。

（説明）進行する少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、福祉業界では求められる従事者数が増加する一方で、生産年齢人口の減少に伴う人材確保が深刻な問題となっています。多くの福祉施設では担い手不足が慢性化し、今後もこうした状況が続ければ地域の福祉ニーズに応えることが困難となり、施設を閉鎖する事業者が出てくることも懸念されます。

福祉人材確保においては介護助手や保育補助、外国人材などの取組も進められていますが、長期的な取組としては新卒人材の確保は不可欠です。そのためには福祉職を選択する学生を増やすことが必要です。

特に介護分野においては県内の福祉系高校が西部1校、介護福祉士養成機関も東部に1校のみであり、介護職員初任者研修を実施している高校も徐々に修了者が減っており、新卒採用への影響が深刻な状況となっています。

つきましては、教育委員会と連携し、高校における福祉職への進路選択の支援ならびに養成校へ通学する学生への支援強化をお願いします。子ども世代全体の人数が減少している以上、他の職業と競合する中で福祉を選択してもらうには、喫緊の問題として早急な取組が必要です。

また、鳥取県においても介護業界の外国人材確保の取組は進みつつあり、特定技能を中心に受入を進めている法人も増えています。一方で本取組は歴史が浅く、受入した法人においても、定着やコスト等の諸課題が発生しています。各法人においても努力して対応を行っていますが、今後の安定した人材確保や小規模法人による受入の促進のためにはこれら課題を解決していく必要があるため、在留資格を問わず、次に挙げるような今以上の支援をお願いします。

- ①東部・中部圏域の県立・私立高等学校における介護分野での就職や資格取得につなげることができるカリキュラムの見直し、ならびに県立学校に配置する就職支援員の体制を令和6年度の体制（各校一人の配置）に戻すことをお願いします。
- ②福祉・医療分野学生への鳥取県高校生等通学費助成事業適用及び燃料代への対象拡大をお願いします。
- ③外国人の積極的受入れに係る財政支援策の創設、並びに長期定着促進のためのキャリア支援制度及び研修体系の整備をお願いします。
- ④外国人介護人材確保にあたり、住居確保の支援策の充実や、養成校への送迎・登録支援機関への契約料にかかる経費などについての財政支援をお願いします。

現状と県の取組状況・対応方針【担当課：長寿社会課、教育学術課、高等学校課】

福祉人材の確保のため、介護・行政・教育関係者によるワーキンググループを設置し、出前講座等による介護職の魅力発信の充実を検討・実施していきます。また、外国人材の確保・定着対策の強化も検討していきます。

①生徒の可能性を伸ばすため、さまざまな業種への興味関心、進路選択を実現するための教育を実践しています。境港総合技術高校（福祉科）は、介護福祉士養成課程としての指定基準であるカリキュラム、教員、施設・設備、実習施設などさまざまな条件をクリアしており、東部・中部圏域の県立高等学校のうち東部2校、中部1校においては、介護職員初任者研修（資格取得）をはじめ、福祉（介護・保育）等に必要な知識・技術を習得する学習を行い、将来地域で活躍できる人材を育成しています。

また、令和6年3月に公表している、令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針において、東中西部地区にそれぞれ商業、工業・情報、農業・水産、家庭・福祉の分野を学べる高校を設置することとしており、引き続き専門人材の育成に努めるとともに、専門学科（農業、水産、工業、商業、家庭、福祉、情報等）の学びや魅力について、小・中学生が知る機会を創出していきます。

鳥取城北高校及び倉吉北高校において、2年次から選択授業や類型に分かれ医療福祉の現場で必要とされる人材になるための基礎を学んでいるところです。

私立学校における教育課程の編成は、各学校において建学の精神に基づき行われているところであり、私立学校から教育課程の編成等に係る相談があった場合には、適宜対応してまいります。

県立学校の就職支援相談員については、17名体制となった平成23年度と比較し、令和7年度は4名減の13名体制とともに、一部学校で兼務配置としたところですが、県内求人環境の変化（県内求人倍率+2.59ポイント、県内就職内定率99.7%）、就職希望人数の漸減（297名減）といった理由から、従前の体制に戻すことは困難ですが、就職支援相談員を兼務とした学校については、進路指導主事の授業時間数を軽減し、生徒への指導体制は確保しています。

②専門学校等への通学はJRの学生割引の対象になっており、一定の通学費負担軽減が図られているところですが、令和7年度から新たに県西部の養成施設閉鎖に伴い、県西部から県内養成施設に通学する学生の交通費等の支援を行っているところです。

③外国人介護人材の受入を進めている事業所は着実に増加していますが、人材の定着が重要です。定着支援として、外国人向けの入門的研修の開催、各法人が実施する日本語学習・資格取得に向けた学習に係る経費の支援を行っていますが、更なる対策については貴協議会の意見も聞きながら検討していきます。

④令和7年度から外国人専用宿舎の整備支援、特定技能人材の受入初期経費の支援を実施していますが、更なる財政支援の必要性についても、あわせて検討していきます。